

## 専修学校教員の認定基準

### 専門課程教員の認定

新任教員研修48時間の修了者で、「専修学校設置基準」第41条の条件を具備している者（別紙「専修学校教員資格一覧表」を参照のこと。なお、同等以上の能力があると認められる者を含む。）

### 高等課程教員の認定

新任教員研修24時間の修了者で、「専修学校設置基準」第42条の条件を具備している者（別紙「専修学校教員資格一覧表」を参照のこと。なお、同等以上の能力があると認められる者を含む。）

### 一般課程教員の認定

新任教員研修24時間の修了者で、「専修学校設置基準」第43条の条件を具備している者（別紙「専修学校教員資格一覧表」を参照のこと。なお、同等以上の能力があると認められる者を含む。）

## 教員認定を受けられない者

- (1) 20歳未満の者（認定証交付の年度末までに満20歳に達する者を除く）
- (2) 成年被後見人および被保佐人若しくは被補助人
- (3) 禁固以上の刑に処された者
- (4) その他、特に教員認定委員会が不適格と認めた者

## 専修学校教員認定制度図解

研 修	認 定			
	履 修 義 務	専 門 課 程	高 等 課 程	一 般 課 程
48 時間研修	(24 時間) {	6 年 以上	正教員認定 (認定申請手続き)	
		6 年 目		
		5 年 目	正教員認定	正教員認定
		4 年 目	(認定申請手続き)	(認定申請手続き)
	(24 時間) {		准教員認定	准教員認定
		3 年 目	( 認 定 申 請 手 続 き )	
	2 年 目	専門課程就学（一般課程、各種学校就学を含む）		
	1 年 目			
	高等学校卒業（同等以上を含む）			

## 専修学校教員資格一覧表

課程ごと、下表に掲げる該当者であるとともに、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。 ※ 年数はいずれも「以上」を表す。

専 門 課 程	
設 置 基 準	<p>第41条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門課程修了 + 「関連業務」従事期間 = 6年</li> <li>2. 大学卒後 + 「関連業務」2年 短大・高等専門学校卒業 + 「関連業務」4年</li> <li>3. 高等学校の教諭経験2年</li> <li>4. 修士、専門職学位</li> <li>5. 特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</li> <li>6. <u>その他同等以上の能力があると認められる者</u></li> </ol> <p>「関連業務」とは：学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等における、その担当する教育に関する教育、研究、又は技術に関する業務をいう。</p>
同 等 以 上 の 能 力 が 有 る と 認 め ら れ る 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種学校（高卒程度入学資格）卒 + 「関連業務」従事期間 = 6年</li> <li>② 免許・資格（大学卒程度）取得後 + 「関連業務」2年                  "    （短大卒程度）    "    + 「関連業務」4年                  "    （高卒程度）    "    + 「関連業務」6年              （上級免許・資格のある場合は、上級に限る）</li> <li>③ 理美容、その他実際的な技術・技能修得の分野にあつては、次に掲げる者で、当該技術・技能に秀でた者                  ア. 上記②以外の法令に基づく免許・資格（上級免許のある場合は上級）取得後 + 「関連業務」9年                  イ. 専修学校・各種学校卒 + 「関連業務」従事期間 = 9年</li> <li>④ 外国の学校、旧制の学校・他の法律に基づく学校、専修学校・各種学校に準ずる教育施設等卒で、第41条に相当する修業年限、関連業務従事期間・有資格者</li> <li>⑤ 医師、歯科医師、弁護士、公認会計士</li> <li>⑥ 大学、短大の、高等専門学校の教授、准教授、講師有資格者</li> <li>⑦ <u>その他文部科学大臣が認めた者</u></li> </ol>

高等課程	
設置基準	第42条 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門課程の教員資格者</li> <li>2. 専門課程修了 + 「関連業務」 従事期間 = 4年</li> <li>3. 短大・高等専門学校卒業 + 「関連業務」 2年</li> <li>4. 学士</li> <li>5. <u>その他同等以上の能力があると認められる者</u></li> </ol>
同等以上の能力があると認められる者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種学校（高卒程度入学資格）卒 + 「関連業務」 従事期間 = 4年</li> <li>② 免許・資格（大学・短大卒程度）取得後 + 「関連業務」 2年                "          (高卒程度)          "          + 「関連業務」 6年                (上級免許・資格のある場合は、上級に限る)</li> <li>③ 理美容、その他実地的な技術・技能修得の分野にあつては、次に掲げる者で、当該技術・技能に秀でた者               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 上記②以外の法令に基づく免許・資格（上級免許のある場合は上級）取得後 + 「関連業務」 7年</li> <li>イ. 専修学校・各種学校卒 + 「関連業務」 従事期間 = 7年</li> </ol> </li> <li>④ 外国の学校、旧制の学校・他の法律に基づく学校、専修学校・各種学校に準ずる教育施設等卒で、第42条に相当する修業年限、関連業務従事期間・有資格者</li> <li>⑤ 大学、短大の、高等専門学校の助手有資格者</li> <li>⑥ <u>その他文部科学大臣が認めた者</u></li> </ol>
一般課程	
設置基準	第43条 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門課程・高等課程の教員資格者</li> <li>2. 高校卒業後 + 「関連業務」 4年</li> <li>3. <u>その他同等以上の能力があると認められる者</u></li> </ol>
同等以上の能力があると認められる者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 外国の学校、旧制の学校・他の法律に基づく学校、専修学校・各種学校に準ずる教育施設等卒で、第43条に相当する修業年限、関連業務従事期間の者</li> <li>② <u>その他文部科学大臣が認めた者</u></li> </ol>